

首都直下地震緊急対策推進基本計画の変更概要[首都直下地震対策の減災目標等の設定]

首都直下地震対策に関するこれまでの経緯

H17.9 首都直下地震対策大綱 [中央防災会議決定]

H18.4 首都直下地震の地震防災戦略 [中央防災会議決定]

↓ <東日本大震災発生(H23.3)>

H25.12 首都直下地震対策特別措置法施行

首都直下地震の被害想定と対策について [首都直下地震対策検討WG最終報告]

↓

H26.3 首都直下地震緊急対策推進基本計画 [閣議決定]、政府業務継続計画(首都直下地震対策) [閣議決定]

減災目標等を設定し、首都直下地震緊急対策推進基本計画に位置付け

今後10年間で達成すべき減災目標を設定

想定される最大の死者数：
約2万3千人 から **概ね半減**※

想定される最大の
建築物全壊・焼失棟数：
約61万棟 から **概ね半減**※

※東京都区部の南部を震源とする地震が発生した場合の想定

減災目標を達成するための施策について具体目標等を設定

(1) 首都中枢機能の継続性の確保

例) 参集要員の確保(参集指示システムの構築等)【100%(H28)】

・ 物資の備蓄【100%(H28)】

・ 各府省等における代替庁舎の確保【100%(H27)】

(2) 膨大な人的・物的被害への対応

例) 住宅等の耐震化【現状 79%(H20) ⇒ 95%(H32)】

・ 電気に起因する出火の防止

【感震ブレーカー等設置率(木密地域) 25%(H36年度)】

・ 石油コンビナート防災対策の充実等

【エネルギー・産業基盤災害即応部隊 (ドラゴンハイパー・コマンドユニット) H30年度までに12部隊を編成】

・ 災害廃棄物対策

【市町村の処理計画の策定率 現状 42%(H26) ⇒ ほぼ全て(H36年度)】